

平成26年第1回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

開 会 平成26年 3月 5日

閉 会 平成26年 3月10日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第2日（3月7日）

出席議員 7名

2番	藤田修一君	3番	森弘美君
4番	坂本豊君	5番	久慈省悟君
6番	青木倉元君	7番	山舘清剛君
8番	木村修君		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久慈修一君
教 育 長	吉崎博君
会 計 管 理 者	小松生佳君
総 務 課 長	坂本亮君
税 務 課 長	越田茂弘君
住 民 課 長	山谷美代子君
健 康 福 祉 課 長	佐井邦彦君
教 育 課 長	坂本勝教君
産 業 振 興 課 長	坂本勲君
建 設 課 長	柿崎真人君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	大川誠治君
代 表 監 査 委 員	武井昭夫君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事務局 長	芳 賀 作 君
議会事務局 次長	佐 藤 一 仁 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

4 番	坂 本 豊 君
5 番	久 慈 省 悟 君

議事日程（第2号）

第1	一般質問	4 番	坂本 豊議員
第2	一般質問	5 番	久慈 省悟議員
第3	一般質問	2 番	藤田 修一議員
第4	一般質問	3 番	森 弘美議員

午前9時41分 開議

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は7名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問 4番 坂本 豊議員

○議長（木村 修君） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問の通告は4名です。通告順に一般質問を行います。

4番坂本 豊君の質問を許します。坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 日本共産党の坂本 豊です。

まず初めに、消費税についてお聞きいたします。

新年の年頭の挨拶で、村長は消費税増税や社会保障改悪で村民の負担がふえると。そのため、これに対して独自に対応する政策をとると表明しておりました。具体的にはどのようなことをしていくのか、まず答弁をお願いいたします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 新年の年頭の挨拶に私が広報に書いた部分のことです。

原稿は12月の初旬に書いたと記憶しています。この独自に対応をとるという断定的な記載になっているかどうかというのは私もその読み方で変わるとお思いますので、ちょっと自分でも疑問に思っています。今、ここに広報を持っていますが、蓬田村として独自にこれらに対応できるような政策を検討してまいりますという形で答えています。この背景の、私、この時点で考えましたのは、消費税によっていわゆる要支援者、支援の必要な対策が必要な人に対して国も何もしないのであれば、これは検討しなければいけないということでこういう記載をしております。

また、この中で言いましたのが、介護保険の制度の改正の問題であります。介護保険ということで、1つは、今の消費税増税とこれがタイアップして、税と社会保障の一体改革という名のもとに実施されたものでございますので、これらに対して、もし現行の水準より下回るようなものがあれば、これは検討して対応しなければいけないというような表現だと、私はそのように思っています。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 具体的にはどのような政策をするということは答弁には余りなか

ったわけですが、まずこの消費税については私、自分で思っていることを若干述べたいと思います。

1つは、消費税の目的というのは何なのかということですが、1つは、消費税というのは輸出大企業に多額の還付金を支払うための制度だということです。

それから、2つ目は、消費税引き上げを政府に迫った大手の新聞社があります。読売、朝日、毎日、それから産経新聞など、社説にはこの消費税を引き上げるための同じ文章のようなキャンペーンが載ったわけで、大々的に消費税引き上げのキャンペーンを張りました。当然ながら、大手の新聞社は放送局も支配しておりますので、放送局も消費税引き上げのキャンペーンを張っていたわけですね。

それで、なぜこういう新聞社がこういう国民が苦しむ消費税を、引き上げを狙っているのかといいますと、私は軽減税率で新聞への課税を免れると、そういう魂胆があるから、消費税が幾ら上がっても新聞の値段を上げることはないという観点からこういうキャンペーンを張ったということでもあります。

3つ目としては、消費税を引き上げることによって、財務省の官僚っていうのがありますが、これらの人たちが退職した後の天下り先としてこういう軽減税率の権限を持つ会社がいっぱいできるわけです、役所ができるわけです。そのために天下り先として有利だと、そういう観点からやるわけで、決して国民のためにやるわけではないんです。その証拠としては、やはり今国債が1,000兆円という膨大な額に上がったその原因というのは、全て自民党の今までの公共事業を推し進めてきた政策が原因であるわけです。私はこういう観点から消費税を進めているわけですが、村長はその点についてはどのように考えているのか、お答え願いたいと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 消費税の導入に当たっては、国会でいろいろな議論をして導入が、この8%というのが決まったと。導入に当たっても10%という部分について議論もしたところであります。私も新聞等では見ておりますけれども、今坂本議員がおっしゃったように、例えば大企業への還付とか、あるいは大手新聞のキャンペーンとかと、これらについては私はそういうふうに認識はしておりません。消費税増税というのは、私はあくまでも税と社会福祉の一体改革のもとに行われているというのが、これが基本であるというふうに私は考えております。坂本議員がおっしゃるように、どのように考えるかというのに対しては、私も税に対しては、余り増税ということ自体は私たちの村民にと

って、私にとっても、村民にとっても、これは余りいいことではないけれども、社会全体のシステムの中でこれが必要だと。ですから、国が制度としてこれを定めるということに対しては、私は反対できないというふうに思っております。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 私と考えは全く違うわけですが、まず輸出大企業の還付と言いましたけれども、実際は5%の今の消費税率で税収というのは約16兆2,000億円あるわけですが、そのうち3兆2,000億円というのは大企業に還付されているわけで、実際は13兆円という額が入ってきているということになっているわけですが、この税率を上げれば上げるほど輸出大企業への還付金というのがふえてきます。そのため、トヨタ自動車など大手の輸出企業というのは1円も消費税を納めていないわけです。それに比べ、中小企業というのは多額の消費税の納付で苦しんでいるわけです。ですから、国税全体の滞納額の半分以上は消費税で占められているというのが実態で、3%、5%になったときの、5%になったときの滞納額というのは7,000億円もなっているわけで、これが8%になると、もう1兆円近い滞納になって、中小企業が大変な目に遭うということが指摘されているわけです。ですから、私、前にも言ったように、消費税の税収が約240兆円集まった中で、大企業の法人税の引き下げが240兆円ほどあったわけですね。ですから、大企業の減税がそのまま消費税に吸い上げられる、そういうことも指摘しておきたいと思います。こういうことがあって、実は消費税は大企業を優遇するための税制であるということは明らかなのですが、そういう数字を聞いても村長はやっぱり今の考え方というのは同じでしょうか。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 国の税体系の中で大企業に還付とおっしゃいましたけれども、これを税の優遇措置と私は読みかえるのですが、税の優遇措置をすることによって大企業に還付されているというふうに例えば今質問されたと私は思うのです。その税の全体の中で、坂本議員がおっしゃるように税制度の中で16兆円のうち13兆円しか入らないとかという部分については、私はその制度の中では、これについては議論すべきものではないと。私がこんなふうに論及するということは余り好ましくない私は思います。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 国の問題と地方自治体の問題は別なわけですが、やはり国があっ

て地方自治体があって、国の財政が苦しくなれば地方交付税などに影響されて、我が小さな村もやはり財政的に苦しいということに関連しているわけで、そういう意味で、全体として井の中の蛙の問題でなくて、やはり国全体のことを考えて私は質問しているわけです。村長の答弁も間違いではないと思いますけれども、これ以上消費税について話をする時間がないので次に移りたいと思いますが、2番目のアシストの赤字問題であります。

先般、今年度中で約350万円の赤字補填の要請が議会にありましたけれども、また新年度の予算というふうになれば、1,700万円から2,000万円近い委託料をやらないとアシストの経営が成り立たないような状態になっているわけで、当初の温泉の経営ということからいくと随分経営がまずくなっているわけです。そのことについてお聞きしたいわけですが、村長はこのまま赤字を生むことには慎重な答弁もありました。3年から5年後には見直しをしなければいけないというような話もしましたけれども、アシストは指定管理者制度で今は行っています。その前は、ある業者とアシストと競争をさせて、経営状態を文書で出し、資料を出しながら決めた経緯があるわけです。その中で役場側はアシストを選びました。もう一方の業者のほうは、かなりの改革をしていたわけですが、アシストというのは役場がつくった会社なので、そちらのほうに行ったわけですが、この指定管理者制度のもとで、またさらに別の業者がもしあるとすれば、その参入で競争させ、どちらかを選ぶと、こういう道も考えられるわけですが、そのような指定管理者制度を使つての別の業者を選定するという考えを持っているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 質問の通告の内容と若干違うので私も答弁としてちょっと資料を用意しておりませんが、別の業者があれば競争をして指定管理者、現在のアシストともう一回競争させて指名、別の業者にやったらどうかという案、質問だというふうには今は今解釈しました。現在、指定管理者制度に乗ってアシストをお願いをしております、私の記憶では、たしか去年、指定管理者の契約を改めてやっているというふうには記憶しております。したがって、今回、赤字になったから、すぐ別の業者にかえるというような考えはございません。とりあえず、とりあえずと言えませんが、既に議員の皆さんにもお話ししてありますとおり、現在の、今期、すなわち平成26年の3月期の赤字370万円、これをどのように処理するかということで私も考えたものでござい

まして、現在、補正予算にそれを計上しているということでございます。したがって、その計上した金額と今の別の業者の問題等は私は切り離して考えておりますので、今後、指定管理者の契約が切れた場合にどうするかということで、そこは議論したいと思います。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 通告とは若干違う質問でしたけれども、これは再々質問とかで質問するのを直接今言ってしまったわけですが、このまま赤字が続きますと、やっぱり村民の理解も得られないということで私、再三述べていますけれども、これを来年度もまた2,000万円近い、恐らくことしの、今村長が答弁したように、370万円の追加補正ということになると、恐らく2,000万円を超える委託料でも無理であるというふうに推測されるわけですが、こういうのを長年続けていくわけにはいかないわけですね。その見通しとしては村長自身はどのようにお考えでしょうか。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 確かに、多分当初予算には1,900万円を超える指定管理料というふうになっていると思っています。若干、私も具体的な数字は計算していませんが、1,900何ぼだというふうには記憶しています。そのほかにこのように、今回みたいに赤字が発生するというのは、それぞれ原因があって赤字が発生しているのではありますけれども、常にこれが恒常的に出てきているというのは、いわゆるアシストという組織そのものに問題がないのかということが一番の大きな焦点であります。

そこで、私が就任する前からです、平成25年度に蓬田村温泉施設活性化支援事業という交付金事業によってそのアシストの業務を点検していただいていると。要するに、プロの業者に経営内容を点検していただいているということでありました。去る2月26日にこの報告書を業者のほうから説明して、そして私ども、引き渡しを受けたわけでありまして。このまま赤字を続けていくのかということに対して、この点検報告の中にも、例えば事業環境がどうだとかということに続き、例えばそのバイパスがどうだとか、そういった分析も入っています。あるいは、その組織に対して、その経営のあり方がどうかということも書いております。

いずれにしても、そういった、私も11月の21日でしたかに紳装のほうにあって、二、三回行って内容を聞き取りしてやっていますが、そういう企業体質というのが非常にあいまい、不明確なものであるというのは自分で実感として持っております。したがって

まして、この問題等、要するに現状と問題等、それから改善点というものをできるだけ皆様にわかりやすく並べた中期経営改善計画というものを私は早急に策定しなければならぬものだというふうに考えてきました。

現在、今赤字を垂れ流したままにしておくのかというご質問でございますので、私としては、本当は社長なり、専務なりがこういった改善計画を出して、取締役会でお話しして決めるというのが筋でありましょうが、とても現在の職務上の、私自身の職務上の時間の問題もありまして、これをまともに取り組むということが不可能なものですから、できればこの報告書を、先ほど申しました温泉施設活性化支援事業の報告書をまとめた業者にこれをお願いできないだろうか。その際、幾らぐらいかかるんだろうかということまで今、打診をしているという段階であります。

いずれにしましても、1年から3年間の計画を組んで、そしてこの改善計画を実施した上で、これを判定していくということを一応考えております。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 温泉施設に福祉施設も併用されているので、そのために赤字でも必要だという答弁もあったわけですが、福祉施設は福祉施設で切り離して考えると。温泉をなくするとか、そういう問題じゃなくて、営業の部分と村の福祉対策の部分とは切り離しをして経営をしていかないと、ごちゃ混ぜになると大変なわけです。というか、前に福祉課長も述べていると思いますけれども、その部分と温泉経営を切り離して答弁していただかないと大変なわけですよね。ですから、役場が何か事業をやって利益を出す、そういうことというのは余り得意な分野でもないし、行政としてはやるべき本来の姿ではないので、赤字でも続けていくということになると、やはり税金を納めている人たちにとっても不平不満が出てきます。ですから、親方日の丸で、幾ら赤字になっても役場が税金で補填してくれるという安心感があると働く意欲、改善する意欲も薄れていく可能性もあるので、そこはきちっとした対応でやっていかないといけないわけですよね。その点、課長にもどういうふうにしてやったらいいのか、何か妙案を持っていれば答弁をお願いしたいと思います。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐井邦彦君） 前には福祉施設はということで答弁しましたけれども、赤字がこういうふうにかさんできますと経営上、先ほど村長がおっしゃったとおり、アシストそのもののいろいろな改善とか、そういうのを考えていかなければならないと思

っています。以上です。（「わかりました」の声あり）

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 次に、3番目の米飯給食について教育長にお尋ねいたします。

通告にあるとおり、議会が以前、何年か前に四国の南国市を視察してきたわけですが、そこでは米飯給食で、電気釜を教室の後ろに置いて炊いていたという写真を見せられました。現物を見たわけじゃありません。資料の中でそういう風景があったわけで、職員の説明によりますと、教室の中で電気釜で11時ごろからスイッチを入れて炊くものですから、当然炊きたてのにおいがしてくるわけです。そのにおいにそそられて子供たちが食欲を増す。そして、もう何が何でも早く昼御飯を食べたいという、そういう感じになったそうです。今現在、そういう教室の後ろに電気釜を並べて炊いているかどうかはわかりませんが、調査して覚えていると思いますけれども、そのときのイメージが非常に強くて、蓬田村の小中学生の子供たちにも温かい御飯を食べさせてあげたいというのが私の気持ちなわけですね。

ところが、長年学校給食は完全給食でなくて、御飯は自宅から持ってくるという制度でやっているわけで、きのうも予算委員会で質問したら、お米を、御飯を出すと30円も上がるということで、父兄の理解も得られないのではないかとということもありましたけれども、別に全世帯が農家をやっているわけではなく、お米を買っている農家というのは恐らく3分の2から半分はあると思います。農家というのは200世帯ぐらいしか今はありませんからね。ですから、その米を、御飯を学校で出したとしても、その分、家庭の米の消費が減るわけで、負担がそれほどふえるわけではないと思いますね。ですから、ぜひ温かい御飯を子供たちに冬場でも食べさせてあげたい。また、御飯だけでなく麺類とかもたまには出せることもあるかも知れませんが、何よりも子供たちが好きなカレーライスも出すこともできるわけですから、そういうことも含めると、完全給食を目指して蓬田村も取り組むべきではないかと思うわけですが、それについて答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 教育長。

○教育長（吉崎 博君） 貴重なご意見、ありがとうございます。私も給食、2回ほど食べました。それで、子供たちの食べている状況も見ました。私もはたっと思ったのは、どこも、そのほかの町村は完全給食をやられています。本村は家庭から御飯を持ってくると。ああ、なるほど、これが蓬田村の特色かと逆に私は思ったわけですよ。家で炊い

た御飯を持ってきながら、おかずとかそういうのを温かいものを食べると。結論的に言います。今のところは、率直に言いますが、考えないということで、将来的には、いずれその場合には前向きに考えていかなければいけないとは思っております。

その理由は、やっぱり御飯、完全給食にしますと、今の給食よりも50円か70円ぐらい高くなります。まず値段が高くなるということと、それから四国で見てこられた炊飯器、教室でということは、衛生上、当然今の時代は給食の中でつくってさえも、出るときには消毒をちゃんとしなければいけないということなので、衛生面から見ると教室といった部分は無理だろうと。それから、同じくそういうふうにしても労働力の問題と、それから今の季節、今の給食制度の中に炊飯器等を炊く、あるいはつくるスペースがないということのような現状です。もしも今後、保護者の方々から、やはり温かい御飯を食べさせたいというのが出てくるならば、そのときは考えていかなければいけないと思っております。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） きのうは、きのうの予算委員会で質問したら、蓬田村の小学校は230円、それから中学生が270円、蟹田小学校か中学校か、蟹田の場合、外ヶ浜町の給食費は270円に中学生が290円と。ですから、20円から30円高くなるということで、今教育長が50円から70円と言ったのでかなり、倍近い開きがあるので、それはどっちが本当なんでしょうか。

○議長（木村 修君） 教育長。

○教育長（吉崎 博君） 本村では今、230円、中学校270円ですが、米飯を、給食をやるとなると50円ぐらいは高くなります、給食。小学校60円、中学校75円、増加になるということです。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 50円から70円でなくて、20円から30円上がるという、きのう課長の答弁でしたので、そのちょっと食い違いがあります。ですから、父兄を説得するには、この値段というのは本当に大事なもので、ある小学校だと思いますけれども、給食費が233円、これももちろん完全給食の話です。ですから、どこの小学校かはちょっとわかりませんが、インターネットで出てくる場合は大体そのくらいで、決してやり方によっては高くなる必要はないと。それから、あと設備とかそういうものは全部国、自治体が持つことになって、父兄は負担する必要がないということがこの法律の中にも

ありますよね。ですから、本当の米だけの価格で、単価だけで済むわけです。設備費は全部村長がやってくれますから、父兄が負担する必要はないということがこの学校給食法の中でうたっていますよね。ですから、お米というのは今、いろいろな高い米ありますけれども、業務用の米はもっと安く買える場合もあります。当然給食に使うのは魚沼産のコシヒカリを使うわけではないので、安い米で幾らでもできるわけです。

ですから、問題は、逆のことを考えてみてください。仮に完全給食をしている地域、学校に対して蓬田方式をとりますよと父兄の皆さんに言ったら、値段はちょっと下がりますけれどもよろしいですかと言ったときに賛成してくれるでしょうか。今、皆共稼ぎで忙しいときに、朝、夏場だと御飯を弁当に詰めて、冷めるまでふたはあけておきます。その間、30分、40分かかるわけです。そういう時間も必要だし、忙しい時期になると完全給食だと父兄も助かるという部分が私は多いのではないかと。逆の方向に行けるかどうかということを見ると、完全給食でいいと胸を張っていられるのかということなんです。そのことを逆の立場で考えた場合に、ちょっと20円下がるけれども蓬田方式でやれますか。教育長は平内小学校に行ったと思いますが、そういうことを考えながら答弁していただければと思います。

○議長（木村 修君） 教育長。

○教育長（吉崎 博君） 今言われたとおり、それこそ、これからも保護者に対してもアンケートをとりながら、父兄としても米飯、温かいものを食べさせたいというふうになると、先ほど言いましたように前向きに考えていくという考えです。

給食費につきましては、やはり特に野菜とか薬物などの絶対値がありますので、人数が多いところだと当然少ないお金で済むわけです、かなり。ボシュウダンが小さい学級ぐらい差が離れることもありますので、その値段につきましては、再度考えながら、本当に米飯にやるとどれぐらい高くなるものなのか、そういうのははっきり出しながら、親御さんのほうにも一応アンケートをとって、どうしても温かい御飯をたべさせたいとなるのであれば、やっぱりこちらのほうで考えていくという腹です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） これは父兄から頼まれて私、質問しているわけではなくて、私がそういう温かい御飯をぜひ食べさせたいという願望で質問しているので、父兄の人が要らないということになれば、また話は別ですけれども、時代の流れというのがありますからね、次は温かい御飯を食べさせたり、いろいろな麺類も食べたいという願望も子供

たちにあると思いますので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。これがやれれば教育長の最初の仕事になると思いますので。

次に、財政について最後に質問したいと思います。

通告では、農業法人化計画、それからホタテの残渣処理施設の建設、それから、この前、村長が光ファイバー関連の事業をぜひやりたいと、これは公約にもありましたよね。それから、私自身、いつも求めている除雪用の機械の新築などがあるわけですが、これ、どれをとりましても私がぜひやるべきだと主張していたものばかりなのですが、これを一気にやるということになると大変な費用もかかるし、財政的には無理だということ、誰でもわかるわけですね。これ、通告書には金額を勝手に入れた部分もありましたけれども、ここで言っているのかどうかはわかりませんが、農業法人化やるのには約1億5,000万円かかります。ホタテの残渣処理についても、北見市の常呂町を視察していたときも1億4,000万円、規模を半分にしても7,000万円はかかります。光ファイバー事業に至っては2億円かかると村長が説明しておりました。除雪用の機械でも、課長は5,000万円くらいかかるという答弁もいただいておりますが、これを1年で一気にやるというわけにはいきませんよね。ですから、どのようにして計画を立てて、どれを最優先していくかということをお聞きしたいと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 初めに、議長のお許しを得たいのですが、2番目の質問のアシストの赤字についてのところで指定管理の契約書の年月日について、私、今資料を持っていましたので、見ましたので、訂正させていただきたいのですが、よろしいですか。

○議長（木村 修君） はい。

○村長（久慈修一君） アシストに対する指定管理の契約は、23年4月1日から28年3月31日までの契約、5年間になってございますので、おわびして訂正させていただきます。

さて、今ご質問にありました今後の財政についてということで、ここに農業法人化、ホタテ残渣処理化事業を並べております。これ、いずれにしましても多額の費用のかかる事業でございます。ご指摘のとおり、これを全て一気にやるとなれば財源が逼迫するという事は目に見えています。しかしながら、光ファイバー事業、あるいはここに書かれておりませんが、戸籍の電算化事務、これらについては県下ではやっていないところが本村のみということになっております。それは、本村のみということで、それはそれでいいじゃないかと言われるとそれまでなのでございますけれども、村民サービスと

か、あるいは情報の収集の格差、この格差というのが非常にこれからの若い人、それから産業振興にとって妨げになる可能性が高い。特に光ファイバーの場合は、個人がいわゆる携帯電話等でやっている限りはよろしいのでございましょうが、例えば誘致企業が大量の膨大なデータを発信するというようなことができないのが現在の状況でございます。できれば、これらを解消していきたいと。要するに優先順位が必要になるわけでございます。

もちろん財政の中身とその優先順位を突き詰めていかなければならないわけですが、現在、長期総合計画の中で、いわゆる中期計画というのがあります。それをさらに支えているのが実施計画、ローリングという、いわゆるローリングと言われるものがあります。これは今担当課長に聞きましたら、5年間の事業のローリング計画をすることで、事業と、財政と、それらを実施順序をつけてやっていくという計画をしているものでございます。やるか、やらないかの事業も上がっているという話もございませうけれども、これを厳密に策定して財源の中……、どこからその財源を調達するのかということを検討して実施していくことが私は求められているというふうに感じております。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） この私述べた4つの事業の中で、きのう予算委員会でお話したのですが、ホタテの残渣処理の施設なのですが、今、急展開をして、ホタテの貝殻を直接洋上で洗浄する機械の購入というのが補正予算にのっているわけですね。これを進めると残渣の量が極端にも少なくなれば、あえて急いで残渣処理施設をつくる必要がないということをきのうも述べました。全く出ないという保証はないわけですが、海から上げたものを海に返すというのがなぜ悪いのかという疑問が漁師の皆さんにもあると思いますし、私たち部外者にとっても、水田からとったものを水田に返すのがリサイクル、自然な方向なわけで、海からとったものをおかにあげて死滅すると、ごみになって悪臭を放ち、やっかいものになるわけですが、それを海に返すということになれば、また自然の法則に沿ったものではないかというふうな単純な気持ちがあるわけです。

先般、3月4日に蟹田の漁協の組合長らと懇談する機会がありましたけれども、漁師の皆さんはやっぱりそういう手法をしております。ですから、今、開発をした試作機だと思っておりますけれども、きのうも述べましたけれども、値段が160万円から315万円くらいまでありましたけれども、船に乗せて、その洋上でかごを洗ってくれば、それが軌道に

乗って、試作機でなく完成品に性能が上がってくれば、あえてホタテの残渣処理施設をことしじゅうにも建設する必要がないと思うわけで、これをちょっと見直しをして様子を見たらどうかというふうに思います。今、30基ほどの機械を買う援助資金出すのですから、処理施設の建設にちょっと待ったをかけるというか、様子を見るということは考えられないのか、きのうと同じ質問になるわけですが、村長、答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 処理施設を延期してはどうかというご提案だというふうに一応解釈いたします。そのかごの洗浄機という機械によって、どれだけ残渣が減るかというのは、これは実験した結果、実験した方もあるでしょうが、全く発生しないということではなくて、じゃその残渣量が幾らになるのかということも、まだそれはこれからやってみないとわからないという部分がございます。単純に今、残渣がなくなるという、そういう発想ではない。予算委員会でも申し上げましたけれども、ホタテの歩どまりがよくなるし、ごみも減るということでもありますので、それじゃ、その処理施設は要らないのかということと、今坂本議員がおっしゃるように、規模をもっと小さくしてもいいんじゃないのかという話になるかと思います。

私は、この件に関して、きのうも若干申し上げましたけれども、漁民がいわゆる安心して漁業に従事するというためには、法律は確かに海に投げたらだめだというふうになっていますので、漁民の気持ちはともかくとして、法律上やると捕まるわけですから、犯罪になるわけですから、どうしても処理施設というものは村の行政上のサイドからは必要なものであります。この規模について、大き過ぎる、小さ過ぎる問題はあったとしても、私は公約として掲げた部分もでございます。それから、漁民の方がやはりこれからも安心して、長い間安心して働くためにはどうしてもことしじゅうに、26年中に、前回は11月中というふうに私、答えたと思います。その中で完成をさせたいというふうに思っております。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 最後の質問ですので、2点について質問いたします。

1つは、今のホタテの問題ですが、今までとはその機械の開発ということは、以前は12月議会ではまだ知らされていなかったもので、そういう施設ありきの方法しかなかったわけですね。でも、機械が導入されて、小型の機械が導入され、船に積み込んで洋上で洗浄できると。もっと性能のいい機械ができて、残渣が1割か2割しか出ないという

ことになれば、また話が違うわけです。処理施設をつくっても、この前、村長から言われた「ばんけい」の話ですと、余り量が少ないので採算が合わないというようなニュアンスの話も聞いたので、量が出ないということになれば、それを処理してくれる業者もいないということになるわけです。ですから、そういうことも含めて、私は去年上げた残渣は去年すき込みましたけれども、休耕田に入れてすき込みました。ことしもまた、どうせあそこから一旦出さないといけないので、もう一度水田の休耕田に持って行って処理しながら、様子を見ながら1年か2年、機械の性能を見比べながら進めていったほうがよいと思うわけですが、そのことをもう一度お聞きいたします。

もう一点は、農業法人化の問題です。私も農業法人化検討委員会の委員をしております。ですから、そこでの説明では、数年間、多額の赤字なわけです。これをあえてやっていくということは財政に負担をかけることにもなります。それで、これで果たしているのかということもあります。ですから、これは少し見直しの必要があるし、あの検討書を村長が見たときには、とても賛成できるかどうかということは危ぶまれるようなものなので、この農業法人化の報告書というのはまだ届いていないかと思えますけれども、これについて何か聞いているような話があって、法人化の機械導入の問題について、村長はどのように考えるか。この2点について答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 初めに、ホタテのかごの洗浄機の性能がよくなって、1割ないし2割しか出ないとなれば処理施設が要らないんじゃないかというような質問だったと思います。私は、さきに答弁したとおり、1割か2割になってくれたら、それは最も理想的なことではありますけれども、いずれにしても村はその廃棄物、事業者が出す一般廃棄物を受け入れする施設が必要であることには変わりはありません。したがって、その規模については、これから国との交付金、補助金、これらの申請の段階で考えていかなければならない部分があるかと思えますけれども、私はこの施設はぜひつくって安心できるものにしたいというのが私の考え方であります。

それから、2番目の農業法人化につきまして、実はこの農業法人化検討委員会というものも位置づけも私も若干調べてはみたのですが、どうも行政機関ではないということがはっきりしました。今坂本議員がおっしゃったように、その検討委員会の中で何かまとめたということに私は今受けとめましたけれども、この検討委員会の中でどういう内容のものをお話しして、どういようにまとめたのかということについては、私の手元

には一切届いておりません。したがって、この法人化について現在答弁できるものはございませんので、ご了解願いたいと思います。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 質問回数も3回になりましたよね。ですから、もう質問できませんけれども、ホタテについて言えば、残渣の量が少ないときは一般廃棄物として業者に依頼をして、役場なりがお金を出して処理するという方法もあると思います。そのほうが安上がりになる可能性もあるわけです。何せ、施設を建てますと維持管理費、それからいろいろな経費がかかるので、それと兼ね合いをしたら、量が少なくなった場合はこちらのほうが安いということも考えられますので、その辺も含めておいたほうがいいと思います。時間ですので私の質問はこれで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（木村 修君） これで、4番坂本 豊君の質問を終わります。

日程第2 一般質問 5番 久慈省悟議員

○議長（木村 修君） 日程第2、5番久慈省悟君の質問を許します。久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） おはようございます。住民の皆様、苦労さまでございます。

私から2点の本日、一般質問を行います。

前の質問者は自分の感じたことに対して質問したみたいですが、私は住民の声がやはりあるため、これは聞いたほうがよろしいという声の中での質問でございますので、できるだけ簡潔に行いたいとは思いますが、その辺をお願いいたします。

初めに、除雪対策について。後期高齢者家庭並びにひとり暮らしのお年寄りがふえていの中で、除雪車が置いていく雪や降雪が重労働となっているのは、皆さん、ご存じのとおりだと思います。こうした方々の労働力の軽減に、12月議会に村長に今別の例を挙げて質問したところ、私もそのように感じているという答弁がございました。ただ、その中でタイヤショベル等のオペレーターを雇用しているような、そういう雇用形態にはなかなか持っていけないだろうという答弁がございましたけれども、こういう中でその辺をもう少しこのたびはお伺いしたい、このように感じて質問するところでございます。答弁をお願いいたします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 除雪車が置いていく雪を片づけるのは、確かにこれは重労働です。私も経験しておりますけれども、特に高齢者の方々には骨身にこたえるものと思

っております。ことしは玄関前や住宅の入り口の道路にはなるべく雪を置かないようにということで指示をして対応をしております。今後も特に高齢者の方々等、支援が必要な方々の除雪には気配りをして除雪するよう改めて周知徹底するとともに、除雪機械の改良できるものであれば、可能かどうかわかりませんが、そういうことも視野に入れて対応していきたいと思っております。

また、各自治会とも密に話し合い、行政と自治会が一体となって対応していく必要があると思っておりますので、自治会にもお願いするところはお願いしながら、共通の課題を持って地域の皆さんのご要望に応じていきたいと思っております。

また、各近隣の自治体のこの対策につきまして、よいものがあれば、これはこちらのほうでも利用させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 担当課長から明快な回答がありましたけれども、オペレーターが除雪をしている場所が変更になるときもあると思えます。オペレーターが例えば高根を担当していた方が長科に回ったとか、瀬辺地担当していた方が郷沢に回ったとか、こういう感じのローテーションはなされるときも、時と場合によっては、人間ですから休みが重なった場合とか、また休まざるを得ない、そういう事態が生じたときは誰かがその穴埋めをしなくてはなりません。わかりますよね。そういうときでもやはり、今まではこちらからあちらのほうに向けて押していったものが逆になってしまったために、その押された家庭が非常に高齢者であったために、ことしは大変だったと。隣の若い人に全部やっていただいて迷惑をかけてしまった、そういう声がございますので、さまざまやはり村内のそういう地域、地域をきちんと建設課は把握して、除雪隊に指示、指導をしていかななくてはならないと私は思います。

そしてまた、さきの質問に若干戻りますが、村長が公約にもあります「あずましい村づくり」ということですので、誰が村長になっても介護保険税とか、年金より自動的に引かれたり、国保税の引き下げ等に対しては一般財源から寄与するという形はなかなかとれないものと思えます。ですから、その辺については誰が行われても、運営主になられてもなかなか変えようがないとなれば、じゃどのようなことであずましい村というのを実感できるのか。私はこういう冬期間の雪の対策というものに今別町が自分たちで、さきの12月に質問したように、家庭用のロータリーとか、また小さい2トン車

のダンプとか、そういうのを購入しながら地域の冬期間の雇用というのにも役場が主体となって寄与しているわけですね、あそこは。ですから、そういうのを我々も勉強をしながら、まねできないものかというのを質問したわけですがけれども、そのあたりについては村長は不可能なものかどうか。

そしてまた、なかなか今は60歳雇用、一時雇用を終えた方々がなかなか就労しておりますので、冬期間、特に暇になっております。国保税の引き上げ等によって滞納なされるというのも、これはやっぱり懐事情から、払いたいけれども払えなくなるというのがありますので、そういうふうなものをきちんと払っていただくためにも所得向上という、一般の方々の所得向上にも寄与するという意味では考えられないものかどうか、村長の答弁をお伺いしたいと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 今のご質問の内容が、12月に私が伺いましたのは、今別町でやっているのは、いわゆる高齢者とか要援護者と言われる方々に対して屋根の雪おろしであるとか、あるいはその周辺の家屋に対し自分の家の通行に非常に邪魔になって、火災が起きても、緊急事態が発生しても無理なので、それを村の職員、あるいはボランティアが機械等でやっているというふうに、私もちょっとそういうふうに記憶しておったんですが、今回のご質問のニュアンスでございますと、要するに、国道でも村道でも同じですが、除雪車が置いていく雪、要するに玄関の雪だというふうに私は解釈をしたわけですが、これについて例えば村の職員のボランティアとか、一般のボランティアというのはどんなふうにして活用できるのだろうと。例えばそういう援護者、要支援者がどういう範囲であるのだろうかということが一番先に考えたわけですがけれども、前に課長が答弁したごとく、とにかくこれは隣近所のやはり協力というのが一番大事なんだろうと。例えば、中沢から高根まであるうちで地域そのものの、地域、地域で例えばボランティアなり除雪隊を編成したとしても、それだけの人数が確保できるのかというような問題もあるなというふうに私は思います。

今別町さんがやっているような家庭用のロータリー、それからスノーダンプかなんかですか、ダンプというのは積む馬車のことかもしれませんが、そういったものを用意して各地区に配置するというお話になるのであれば、やはりその辺は今別町さんがどういう活動の中で、どういうふうにして機械を使っているか、そして人がどういうふうな人を使っているのかということを中心に調べてやらないと、ちょっとわからない点が非

常に多いというふうに思います。家屋とか、小屋とか、そういう雪を片づけるのであれば、これは職員のボランティア、自治会のボランティアを募って、あるいは賃金をかけてやってもらうということもあるかと思いますが、現在の道路から持ち込まれる雪については、もう少し検討する課題があるのだろうというように思います。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） なかなか、当然道路に置いていった雪を片づける、そういう団体を、何ていうんですか、編成して、行政がそれを住民に対してやるというのはなかなかこれ非常に大変難しいものと思います。それは私も理解はいたしますけれども、やはり高齢者等のそういう人たちが今後はどんどんふえていく、それは紛れもない事実でございます。そしてまた、そういう方が自分の玄関先から出入りしているときでも、ほんのちょっとそれを乗り越えて上がって歩いたり、もう除雪できないような、そういうお年寄りももうなかなか外にも出なくなってしまって、孤立死みたいな、そういうのも瀬辺地自治会でもありました、夏場でございましたけれども、それは、冬期間ではありませんけれども。ただ、そういう中でやはり孤立死みたいなものを避けるためにも誰かが、民生委員という形の人たちも、委員もおりますけれども、やはり私もまだまだこの点に対しては、もっともっと煮詰めた形で質問したいとは思ったのですけれども、できれば、ボランティア云々という形だとなかなか人は集まりません。ですから、やはり前期高齢者の元気な方々に対して、そういうふうな賃金体制をもって村内に当たるという形のことを、もし今後検討する余地があるのであれば検討していただきたい、このように申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

次に、2番の紳装の専務の冬期間の通勤についてということでございますが、紳装の専務の冬期間の通勤について、冬期間ということで運転手が送迎をしているが、特別扱いではないかと思い、村長はどのようにこのことに対して考えているのか。前回は、質問したときは、自分で通勤しているという答弁でございました。しかしながら、高齢ですから気持ちはわからないわけではないが、やはりそういう特例とかをつくってしまうと今後、やりにくくなっていくのではないかと思い、こういうことはやめたほうがよろしいのではないかと思い、質問するに至ったわけでございます。答弁を求めます。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） この件に関しまして、まず最初に蓬田紳装の会社、法人という形からちょっと入らせていただきます。蓬田紳装というのは、皆さん、もう既にご存じの

とおりの第三セクターという事情であります。つまり、第三セクターという趣旨から村長が社長であるということになります。実質的にそれじゃ誰が経営管理とか組織管理を行っているのかというのが問題になりますが、これが、専務が主担であるというふうに位置づけております。この形態は創業以来このような組織体系をとってきており、現在もそういうふうな経営体質を持っております。

私が就任して以来、紳装の経営状況について調べたところでは非常に経営内容が悪いと。すなわち、9月時点で民間金融機関から3,500万円の借り入れを行っていたとか、あるいはその組織機構も責任者が不明確で、企業としての、いわゆる製造業として実施するには非常に問題が多いということが職員の間からもささやかれているというふうに聞いております。

これを結局改善していかなければいけないわけですが、私が前に述べたとおり、その経営管理、組織管理というものを村長みずからがやるというのも、これは不可能に近いわけでありまして。これを解決するのは、これはどなたなのかということをお願いしたのが現在の専務でございます。現在の専務がそういう経営状況の把握、そして組織管理という1つの目標を持って、企業として成績を残す、あるいは発展する、そのためにはどんな社員をつくり上げるとかという、そういう目標を達成するためには、やはり専務さんに事故があってははいけないと。ご指摘のとおり高齢であるということも1つの理由であります。冬期間の青森市からの通勤となると、これはかなりの危険が伴うというふうに考えまして、私のほうから職員に送迎するよということに常務さんのほうにお願いをして、お願いというか、指示をしたところであります。特別扱いでこれがよろしくないのではいかということにございますけれども、企業を中心というのはやっぱり経営度をどう持っていか。要するに、職員がどうあるべきかということではなくて、一番の中心はやはり企業をどのように経営するかという根幹があります。安定的な発展をさせるというための1つの費用、私はコストだと考えておりまして、これを例えばT専務にお願い、自分で来るようにお願いしたとしても、私は誰かが送ってあげても、1つはやっぱり通勤の手当の問題、費用の問題がかかるので同じだというふうに考えております。以上のような考えでおります。ただ、現在は職員管理の問題から自分が送り迎え、例えば9時ぐらいに来るのは嫌だということで再び自分で、8時30分に自分で運転して来ているという実態にございます。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 第三セクターの蓬田紳装という会社のやはり根幹は誰が管理しているのか、そういうことから村長は常務に司令を出して送迎に向けているという回答でございますから、それはそれでよろしいと思います。ただ、村長が今答弁した中で、紳装という会社の運営に携わるそういう管理、そういう考え方が、私は前回質問した中で、18年度の4月に指定者管理というのが国では導入したということをお知らせしました。それはなぜかといいますと、やはり北海道の破綻した自治体がございます。そうした自治体は、町では炭鉱というのが1つの商品で発展してきたわけですね、そこは。しかし、その炭鉱が閉鎖され、炭鉱から今度は観光地というものを目指して、観光のものをさまざまにつくり上げて財政が逼迫し、不測の事態に陥って、最後には破綻になったわけです。そういう中で第三セクターの運営という、私と村長では若干温度差がございますので、その温度差を幾ら論じても、なかなかその人の考えでございますから埋まらないと思いますので、その部分は今回、述べるべきものではないと思います、それは申し上げる……、また一般質問にもございませんので、それは幾ら関連でも少し遠慮いたします。しかし、やはり前回お聞きした給料等に対しては、当時、村長はここでは控えさせていただきたいと申し上げましたが、後で報告あったような気がしますが、もしここで給料等に対して答弁できるものであれば再度答弁をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 紳装のいわゆる取締役、現在7名でございますけれども、村長、それから村会議員、これらについては無報酬でやっております。専務については20万円、常務については20万円、工場長の実務取締役については35万円、それから技術担当の実務取締役については52万5,000円というふうになっております。給与のいわゆる報酬、取締役の場合は株主総会の中で幾ら以内というふうな規定があるわけで、その中で運用をしてやっているとというのが実態でございます。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） なかなか人件費に対しては言いにくいかと思えます。しかし、答えていただいております。ありがとうございます。

ただ、先ほど温度差が運営に対しては違うと申しましたが、どういう形であれ、互いに共通するところは株式会社紳装のあずましい運営なわけです。そのことは共通していると思いますので、その方向性に向けて進んでいくなれば私たち議員も協力性を持って対処していきたい、このように考えております。ありがとうございました。

○議長（木村 修君） これで、5番久慈省悟君の質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。開始時間は10時55分。

午前10時50分 休憩

午前10時51分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

日程第3 一般質問 2番 藤田修一議員

○議長（木村 修君） 日程第3、2番藤田修一君の質問を許します。藤田修一君。

○2番（藤田修一君） おはようございます。

前の質問の方と重複する点が若干ありますけれども、よろしく願いいたします。

私は、2点についてお伺いしたいと思います。

まず、農業振興、漁業の振興策ということで具体的に何点か申し上げます。それから、2番目には、よもぎ温泉・アシストの再興といえますか、そういうふうなことについての考えを聞きたいと思います。

まず1つ目に、農業・漁業の振興策についてということでございますけれども、水田転作の面積が年々増加しています。今年度は、先般送られてきた通知書によりますと、四十数%の転作率というふうなことでございます。そして、その転作の大半を占めるソバでございますが、奨励金の削減、そしてまた価格の低迷、我が村のソバの品質が悪いというふうなことで買い付け不能というふうなことが予想されております。転作の一部は備蓄米、それから飼料用米というふうなことで自然復活というか、復元されるところが多少あると思いますが、大半はソバと、または耕作放棄地というふうなことになっていくものというふうに予想されます。今後その対策はどのように進めていくのか、お伺いいたします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 勲君） お答えいたします。

26年度は当初心配されたソバに対する交付金は、戦略作物助成から産地交付金と形を変えましたが、10アール当たり2万円と単価は変わりません。しかし、数量払いや営農継続支払いについては交付単価が下がり、かつ品質検査を受けることなど、ある程度の基準数値がないともらえない制度になります。今後は農事振興組合、農協などの栽培管

理指導を受け、徹底した排水対策、適期刈り取りの調整などを行い、反収及び品質の向上を進めていかなければならないと思います。また、国は水田フル活用を推進しているため、水稻を作付できる農家は備蓄米、飼料作物、加工米などで転作を推進していきます。さらには、産地交付金で野菜作付を推進し、従来のトマト、イチゴ、ニンニク、ミニトマトなどの野菜の作付もふやしていきたいと思っております。以上です。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 今、ソバの奨励金が、形は変わりますけれども、2万円の額は確保していくというふうな担当課長からの説明がございました。刈り取り時についても振興組合、農協などをお願いして品質低下を招かないようにするというふうなことがございました。非常にいいことだと思いますけれども、それも限界があるというふうなことは、ソバの場合は個人、個人で刈り取りしているわけではございません。役場の助成などを使ったものか、コンバインで刈り取りしているわけで、集落、何日かかかってこれを刈り取りするというふうなことで、ソバの適期の刈り取りというふうなことになれば非常に問題があると。非常にこの品質の低下は、今までもそうだったんですけれども、避けられない問題じゃないかなと。作業体系がそういうふうになっているというふうなことで、これいたし方ないところがございますけれども、非常に懸念されるところでございます。

今課長の話にもありましたように、我が村では水稻の次に農業では重要な位置を占めているトマトでございますが、これも最初は水田転作後の大きな要因でございました。ただ、私が初代のトマト部会長ということで10年ぐらいやったわけですがけれども、それは転作をある意味したというふうな、転作というふうな外圧を利用したとえば非常に言葉がきれいでございますけれども、困ってしまったと。どうしたら農業で食っていけるかというふうなことを考えたわけです。逆に、何かつくって、米をつくるよりももっと収入があるものがないのかというふうなことに達して、以前から少しやられていたトマトに目をつけたわけです。その中で最も水はけのよい、条件のよい田んぼを休耕して、自分の田んぼではございません。これもよその、耕作できなくなった人から有利な条件で借りて、水田で貸す金額の倍、3倍ぐらいの小作料を出して、借りてつくったわけです。それでも当時としてはトマトの収量というのは米の25倍ぐらい上がるわけですから、面積からしたら大した金じゃないというふうなことを判断して進めてまいりました。それがトマトの始まりでございます。

今、ある業者が我が村でタマネギを栽培できないかと。7月、8月、9月の初めはタマネギの端境期でございます。生産団地、淡路島を中心とする生産団地と北海道の北見を中心としたタマネギの端境期になるわけです。そこへタマネギを販売すれば30万から40万の所得があると。トマトみたいなものと違って畑作物でございますので、さほどの手間もかからないというふうなことで、蓬田でやってはどうかというふうなことで、昨年から県の試験場でも試作して普及も図っているそうでございます。我が村にそういう話がありましたので、これはやってみる価値があるのではないかなと私は思っております。まだ農家の人たちに話をする段階ではないので、まだ進めていませんけれども、これを、こういうものがあれば役場として、村として進めていく必要があるんじゃないかなと私は考えますけれども、既にこの苗は、試作用の苗は農協の育苗センターでもう種まきをしております。これを村で支援するつもりはないのか、必要があると思いますけれども、そこら辺の考えをお聞きかせ願いたいと思います。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 勲君） 昨年でしたか、北里のところに十和田牧場でタマネギを栽培したらどうかという業者が来ておりました。その後、具体的な話は出ていませんが、今非常に新たな新規作物ということで、当然そういう適期の場所が蓬田村にあるのであれば当然これは推進し、新しい作物として考えていかなければならないと思います。当然、まず戸数もふやし、あるいは面積もふえれば、当然それは支援していかなければならないと思います。今後は、農事振興組合、あるいは農協とお話ししながら、ぜひ前向きな形でいきたいと思います。以上です。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） ありがとうございます。

現在、農業問題は、農業問題に限らないわけですがけれども、TPPの問題、それから米の消費減退、以前と比べれば、以前というのは二、三十年前に比べれば1人当たりの消費量が半分になっていると。それから、人口も減っている。高齢化というふうなこともありますし、非常に減少しているというふうなことでございます。それから、まして内外価格差というふうなことで非常に米の値段を上げろ、外国から持ってくるな、TPPの問題も含めて非常にあるわけですがけれども、これは反対したり、値上げを要請するだけではとてもこの農業問題というのは解決できないと。行政なり、農家なりがみずから力で切り開いていかなければならないと思っております。これに対して格段のご支

援をお願いいたします。

次の問題に入ります。

農水産物の直売所、加工場の建設計画というのがございまして、昨年、24年度から産業振興課で進めていますけれども、さきの検討会議でも話しされましたが、じゃそれは順調に推移して行って、いつもできるのかというふうなお話をしました。その中で担当者は早くて28年、28年ということは、まだ25年ですから、4月から26年、27年、28年、来年、再来年度、その次の年度になってしまうわけですけれども、それではちょっと遅過ぎるんじゃないかなというふうなことが懸念されます。熱もだんだん冷めていくでしょう。鉄は熱いうちに打てというふうな言葉もございまして。早期に進める必要があるんじゃないかなというふうに思いますけれども、考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 勲君） 必要性は十分理解しております。昨年度から組織している加工物産館施設検討委員会による建設に向けた報告書を3月末までに作成しまして、それをもとに今後の方向性も判断していきたいと思っております。当然、28年度、奥津軽駅の開業に向けた形で24年、25年、我々が物産館、あるいは加工施設を見据えて考えてきた経過もありますので、その報告書をもとにもう一度考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 私もその委員になって、その座長みたいなことを仰せつかっているわけですが、私は検討委員の皆さんがいる前で実はこういうことを述べました。これは皆さんのためにつくるんじゃないと。将来の農業がどうあればいいのか、農家がどうあればいいのかを判断する問題ですので、時間がかかっても何とかしてまとめましょうというふうな話はしましたけれども、実際は心の中では一日も早くつくってもらいたいというのが本音でございまして。これについて、先ほどいろいろな事業があるというふうな話でございましたけれども、村長の考えも若干聞きたいと思っております。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） この直売・加工場という2つセットになって表記されておりますけれども、直売所と加工場の問題というのは、セットにはなっておりますけれども、中身的には非常に分けにくい問題なのかなと。この背景にはやっぱり6次産業化という問題

があるんでしょう。生産、加工、販売という形の内容が含まれているんだろうというふうに私は思います。

この問題については、できるだけ早くとしか私も言いようがありませんけれども、どういう方向で、先ほど申しましたローリング、村の実施計画にどの位置でこれを差し込むかというのが1つのポイントだろうと思います。その場合、先ほど議論になりましたアシストの問題が当然絡みます。それからもう一つは、現在あります「よもっと」の問題もこれかわかります。これらの施設の中で機能分担をしてうまくいくものだろうか。それぞれがどういう役割を果たしてここで生きていくか。共倒れするのか、やっぱりその辺のところを検討しなければいけないだろうと。それから、加工場につきましては、やはり何を加工して、どういうシェアをどこに持っているのか、どういうお客さんがあって、どのぐらいの販売ができるのか、こういったことを用意周到に調べないと私はなかなか手をつけられないのが実態ではないかと。ただ、それが怖い余り、ただ長延ばしするのはいけない。アシストの問題と同じでありまして、早急に専門家の声を聞きたいものだと私は思っております。以上です。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 次の問題に入ります。

先ほど坂本委員からも話がありましたけれども、ホタテ養殖残渣の問題でございませう。この処理施設を、先ほどの村長考えでは、11月までに公約どおり、公約といいますか、当初の考えどおり11月中にはつくりたいというふうなお話をされております。それでは、具体的にはどういう施設になるのか。一時言われていました牧場を利用してというふうな話もありました。それに関して、どうも牧場はうまくないというふうな話もございました。それでは、具体的にはどこの場所で、処理方法もいろいろな方法があるというふうな話を聞きましたけれども、どのような方法で進めようとしているのか、現段階での話を聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 勲君） 村営牧場での建設が困難なため、民有地での建設を予定しております。処理施設の規模については、先ほど申し上げましたが、年間1,000トン进行处理するというので、大きさは約2,000平米、屋根つきを考えております。予算などについては、26年度以降になるのですが、国の産地水産業強化支援事業、2分の1以内の補助率で、それを活用していく予定です。以上です。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 今質問の中に答弁漏れがありましたので、私から補正させていただきます。

具体的な場所、処理方法についてということでございましたので、民有地ということは先ほど課長から答弁いたしました、具体的な場所というふうに言われていますので、そのところはこれから用地買収等の関係がありますので名前は控えさせていただきますが、郷沢地区を考えております。どうしても郷沢地区が一番漁業者が多いものですから、やっぱりコスト的な面を考えると、一番多い地区にそれを配置するのが正しいんじゃないかというふうに考えて山林地帯を予定地としております。

処理方法については、さまざまある処理方法の中で最も安価な方法であります、株式会社ばんけいが運営している施設、この方式をとりたいと。これは土着菌による自然に発酵したものを肥料化して、それを販売するという方式であります。肥料化して販売するまでは、とてもまだ考えられませんが、当面、この方式で処理をしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 場所としては民地を利用したいと。それも、できれば郷沢の林野といいますか、そういうところで、方式については以前議会でも視察に行ったばんけいの方式、土着菌を利用した方法というふうなことで説明がありました。この方法が最も、その完成後でも維持費が安いというふうなことで判断しているのかなというふうなことを想像されますけれども、間もなくホタテの水揚げも始まります。ことしは4月、5月6月にでる残渣はもう到底間に合わないわけですが、これはまた牧場に置くというふうなことでなるものかと想像されますけれども、いずれにしても、これから余り問題が起きないように、例えば前年みたいな水がため池に入って、ため池の水質が汚染されたというふうな苦情が来ないように、道路についても同じようなことでございますけれども、苦情が来ないように十分に気をつけて、役場でも漁協と協議して、その処理については対処していただきたいというふうに思っております。これば要望でございます。

2つ目の問題に入ります。

よもぎ温泉・アシストの再興の計画というふうなことでございますけれども、先日アシストの損益計算書を見せてもらいました。これによりますと、売り上げとして大きい、売り上げというか、収入として多いのは、以前はもちろん断トツ、入浴料収入とい

うのが大きかったわけでございますけれども、年々減少しまして、年々減少したといっても、2割、3割というふうな落ち方ではございません。1割程度でございます。それに対して管理受託収入、役場から出ているお金が1,900万円ぐらいでございます。この中にはカントリーバスの管理委託料、ふれあいセンターの、部分的ではございますけれども委託料、それからマルシェの委託料、管理委託料、海の情報館の管理委託料、私、知っている限りではこれくらいでございますけれども、もっとあるのかなというふうに思われております。

この額が、あした決まります補正予算でこれを通さないわけにはいかないわけで、通したいと思っておりますけれども、これを加えますと、もう2,300万円、2,400万円近くになってしまうわけですね。もう主体である入浴料収入というのを、はるかにオーバーしているというふうなことでございまして、これも管理受託収入というのは、最初はこの温泉の、温泉といいますか、ふれあいセンターの管理委託料というのはなかったわけですね。始まりは、油の値段、重油の値段が高騰していきまして、40円を超えた場合、その差額を管理料として払いますよというのが趣旨でございました。ところが、いつの間にか油代が油代ほかになっていますよね。この辺も非常に不明朗で、油代だと思っていたのが人件費をひくくめたものになっていたというふうなことで非常に問題があったというふうに思っております。

きのう、委員会が行われまして、月曜日に可決されると思っております26年度予算では1,970万余り、アシストの指定管理料は入りますけれども、払われるわけでございますけれども、恐らくこれでは済まないだろうと私は予想されます。もう二、三百万は当然出てくるだろうと。今までも3月の補正で赤字になった部分を**糺**してやっても最終的にはまた200万円、300万円というふうな積み残しがあったわけですが、来年もこのままでは当然出てくるだろうというふうに思っております。こういうふうな経過を踏まえて、先ほど村長からもありましたけれども、もう一度、健康福祉課長も含めまして、この対策をどうしていったらいいのか。今までみたいに社会福祉のためだから仕方がないというのでは、もう許される時代でなくなったというふうに思いますので、もう一回答お願いしたいというふうに思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 全くそのとおり、ご指摘のとおりだというふうに、もう数字が何よりも語っているわけございまして、入浴料収入、販売収入、これを合わせたものと

管理費の人件費とかの費用、これらの費用とはもう逆転現象が発生してしまっていて、入ってくるものよりも出るものが多いと。企業としては成り立ちませんという結果であります。

以前、先ほどの、前の質問者にもございましたけれども、よもぎ温泉の赤字につきまして、村民の健康と福祉のために、それを守るために、つまりは村民のサービスを守るためには赤字もやむを得ないという発言をしたことがございます。しかし、やはり企業として、会社として、要するに株式会社としての使命からいきますと、やっぱり利益を追求する本質というものから外れているということがはっきりしていると思います。もちろんこれは批判されても仕方がございません。

今の質問者、藤田議員がおっしゃいましたように、その内容について具体的に書いたものはまだ、私自身、書いてございますけれども、なぜこうなったんだろうということで検討してみますと、やはり管理委託の仕方が非常に問題があるということがまず第一であります。最初は、藤田議員が言いましたように、40円を超えた場合は追加でもこちらが委託料を払いますという、内々ではそこがあったものが、現在ではそういったものがございません。油そのものがもはや100円を超える時代だということで、当初の、何ていうんですか、委託した内容がもはや不明確になってしまっている。

そのほかに、例えば企業体質という形でいくと、経営者そのものにも問題がないわけじゃないと。要するに、社長を含めて全体が、株主そのものが定期的に改善計画をこなしていないというのが一番の原因であろうと思います。

じゃ、それをどうやって解消していくのかということの問題が今の問題であろうと私は思うわけですが、赤字になった原因をとにかくきちんと整理することが第一であります。それから、よもぎ温泉、それからマルシェ、それから海の情報館、いろいろ4つほど持っていますけれども、野球場とかも持っています。そういったものを、今の場合は連結決算という形でトータルでやって、中で分けて、そしてさらにそれを連結して決算をしているわけでございますけれども、その一つ一つに、アシストとしてのプログラムのほかに一つ一つの事業に目標がないとやれないわけですね。野球場にふれあいセンターのも気をつけてもだめなわけで、一つ一つがどういう役割で、どういう採算性を追求するのかということが、これは大事なことなのです。今、繰り返しになりますけれども、現状があつて、問題があつて、それをこうしますという計画がない限り、多分動けないのが実情だと私は思っています。それを誰がやるのかという今度問題になるん

でありますけれども、先ほども言いましたように、できれば社長、専務がみずからそれを率先してやるというのが大切なことでありましょうけれども、それだけのノウハウ、知識がないということもあります。そのない者がやると非常に時間がかかるということもございます。できれば、先ほど言いましたように、報告書を作成した業者が安くこれを引き受けてもらえれば、私たち役員も検討しながら中期改善計画ができるのではないのかと。ただ、私は、やってもまだ赤字になるというのであれば、やはりそのものを、先ほど久慈省悟議員からも言われましたように、北海道のある市町村のようにはなりたくないという思いがありますので、早期に検討をしなければいけないだろうと思っております。以上です。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 今、村長述べましたように、アシストの業務というのは非常に多岐にわたっております。野球場を含めた運動公園、これの整備、これは教育委員会から委託しているわけでございますけれども、この管理、それから健康福祉課から委託されているふれあいセンターの管理、それから産業振興課から委託されている直売所マルシェ、それと、これ総務課ですか、農政ですか、海の情報館も、産業振興課だそうですがけれども、これもあるというふうなほかにもあるかもしれません。例えば、話に聞くとところによりますと、ふるさと総合センターの一部、若干ですけれども、管理あるというふうなこともあります。そういうふうなことで非常に多岐にわたっております。純粹たる委託管理と、それから営業も含めたものとあるわけでございますけれども、最近、マルシェを筆頭として、マルシェは、以前からこのアシストの経営がおかしいなというふうなことはあったとしても、マルシェの収入が穴埋めしてくれていたというふうなことで、表面に出てきにくかったというふうなものもございます。それで、最近、あそこが余りよくないというふうなことから、にわかにかこの赤字問題が浮上してきたというのが私の思うところでございますけれども、しからばそれをどうしたらいいのかと。私、これ私見でございますけれども、思いつきみたいなことですがけれども、この全くの委託管理だけやる部門と、それから販売収入のあるものとを分けて考えたほうがいいんじゃないかと。分割したほうがいいんじゃないかと。そうすれば、何で、どこが悪いのかということがはっきりしてくると。これで安くつくとか、高くつくとか、そういう問題ではございません。体質をはっきりさせるということのほうが非常に大事じゃないから経営分析ができるというふうに思われます。そういうふうなことで管理方法を考えていく、分

割していくというふうなことを考える必要があるのではないかなと思いますけれども、村長の考えをお聞きいたします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） この問題に関しましては、私としては2つの点が考えられると。まず、アシストという会社を、なぜこれをつくったのかという、まず原点に立ち返らなければいけないという問題があります。私の記憶では、公設、いわゆる温泉なり、マルシェなりをつくった。これを役場が直営することによって職員の待遇の問題、特に給与の問題が残ったと。これをやるためには第三セクター、株式会社方式にしたほうが村の職員の待遇から外れていいんじゃないかというような考え方をまずしたのではないかと。いうふうに私は伺っています。

それともう一つは、これらを分割して経営したらどうかということ、それぞれが頑張らなければいけないかと、それぞれが黒字を出せばいいんじゃないかという考え方があります。私はそれも可能だというふうには思います。ただ、この場合、分割した事業体そのものが全て黒字になるのかということをお考えすると、非常に不透明な部分があって、分けるのが果たして有利かどうかというのはやっぱり調査しないといけないだろうと思います。それぞれが経営努力をして、どういう、例えば今はやっていないことをやるということも考えられますし、それぞれが経営管理者を持たなければならないわけですので、それだけの例えば経営する能力のある人間がたくさんいるのか、あるいは青森市から連れて来てもやるのか、そういった部分の問題がもう一つの背景にあります。

私としては、いずれの場合も、それぞれが独立採算制をとって、その企業体としてやるためにできるものであればやることも可能だと。しかし、そういう経営管理者の問題等を考えれば、今のアシスト方式のほうがいいのかというような、要するに経費節減ということをお考えると、そのほうがいいのか。当面、経営改善計画の中でそれらを検討しながらやれば理想的ではないかなというふうに思っています。以上です。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） それでは、3つ目の質問に入りたいと思います。

以前、この温泉を、これは私が直接聞いた話でなくて、又聞きで聞いた話ですので真偽のほどははっきりしません。でも、非常に具体性のある話ですので質問いたします。

以前、福祉関係をやっている方が自分のやっている福祉事業と温泉を組み合わせた施設にしたいというふうなことで、よもぎ温泉をぜひとも経営したいというふうな話をし

たやに伺っております。真偽のほどを聞きたいと思いますが、村長もこの話は知っていたのか、お聞きいたします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） この件につきまして、各課長にも私から尋ねました。課長会議の中で尋ねましたところ、この件については聞いたことがないということであります。私も直接この話は聞いたことがございませんけれども、福祉施設のほうで一緒に温泉経営もやれますよぐらいの話をしていたというようなことは聞いております。以上の、具体的ではございませんので、聞いた話でお答えしておきます。以上です。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 非常に温泉、今でも村では、あそこのよもぎ温泉を使って高齢者の方々、それから障害のある方々に入浴をしてもらって機能訓練、それからそういった関連の福祉事業を行っているわけですが、非常に具体性のある話だなというふうなことで聞いたので、今、質問いたしました。

これも非常に、我が村ではあそこをはっきり分けていませんけれども、福祉協議会で行っているんですか、健康福祉課で福祉事業というのは……、そういうことで、非常にそういうことは必要な事業でございますので、やることは結構でございます。これ、業者がそういうことを含めてやってくださるということであれば非常に我々も助かるなというふうなことで質問いたしました。

次に、これは通告にはございませんけれども、アシストの社長は村長になるというふうになっているわけですが、聞くところによりますと、まだ古川村長のままだというふうなことを伺っていますけれども、どうしてそうなっているのか、お聞きいたします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 私もちょっと不手際がありまして、なかなか社長就任というところまでは行かなかったというのが1つの理由であります。

アシストには11月の14日に打ち合わせに行きました。そこではアシストの事業展開というもので、一応どういうふうに組み立てられているのかということでヒアリングをしました。就任が11月の、初登庁が11日でしたので、3日後に行って、その内部事情についてお伺いをしました。この時点では、急にやっても私もちょっとできないということで、この場では社長就任に関しての話はしてきませんでした。その後、12月の21日にア

シストに行っておりまして、その時点では、今後役員会を開いて、役員会ということは取締役会を開いて就任する段取りだけは組んでくれというような話はしたわけですが、ともに職員が11月の末で2人やめたという事情から専務も非常に忙しいと。その役員会を開催するいとまがないというようなことでしたので、それじゃ、1月、2月期でやりましょうかという話になってしまいました。その後、2月のたしか、これははっきりしませんが、1月の21日の議員の例会のあった日の午後に突然参りまして、資金繰りがもう、資金が回らなくなったということで専務さんが参りまして、いや、まだ私も社長でないのというような言い方をして逃げようとしたんですが、これはよろしくないことをございまして、その時点で、ああ、社長の答えをしておけばよかったなという感覚で、私が前面に立ってそれをやるというためには、なっておったほうがよかったというふうに思っております。

それから、その後も2月に至っては、またそれぞれその問題が発生しまして、現在の補正予算のような状況になっているわけですが、その時点で、2月の10日時点で一応、今後どうするかというプログラムをつくらせております。そのときの計画では、いわゆる2月の末で、先ほど説明しました活性化の計画を報告しますと。26年の3月の議会終了後の月末になるかと思えます。月末に取締役会を開催しますと。この中で案を、組織体制及び人事案を出しまして、4月に入ってから、いわゆる今の経営改善中期計画というものの概案等、これらをもう一回取締役会に諮りまして、それでその時点で取締役会において社長の案を出したいと。普通であれば臨時株主総会という形ですぐ切りかえするんですが、会社法上の規定があって、何回もその手続をするということも煩雑であるということから、6月の株主総会におきまして正式に社長就任という形をとりたいというふうに一応スケジュールを組んでいるわけです。この間、社長に就任しないというのであれば、前村長、いわゆる前社長がその任に当たるということになるわけで、それも不都合であるわけですが、なかなかうまくいかなかったということをご理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 先ほどからこの問題について、るる問題を提起いたしました。いち早くアシストを再興するために、今後も問題を1つずつ課を挙げて解決して健全な会社にしていただきたいというふうに思って私の質問を終わります。長時間にわたってありがとうございます。

○議長（木村 修君） これで、2番藤田修一君の質問を終わります。

日程第4 一般質問 3番 森 弘美議員

○議長（木村 修君） 日程第4、3番森 弘美君の質問を許します。森 弘美君。

○3番（森 弘美君） きょうは、2つについて質問させていただきます。

1つ目は、雪捨て場の設置についてなんですけれども、私、2年前にも阿弥陀川地区に雪捨て場の設置をお願いし、質問しました。課長は、調査をし、前向きに考えたいと言っていたんですけれども、いまだに回答がありません。現在は建設機械の海側と広瀬地区の外ヶ浜町寄りの浜、指定となっていますが、雪捨て場としてもっと範囲を広げ、利用させるべきではないかと思えます、住民の方に。私も住民と冬期間、各自治会の広い場所を雪捨て場として利用しているところがあるではないかと見て回りました。その結果、結構利用している場所がありますので、そこを指定し、住民の方々に雪捨て場として利用させてはどうかということなんですけれども、課長の答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 現在、地域の広い場所に雪を捨てている住民の方々がございます。そして、この場所に雪がたまれば、役場で除雪機で押すなどして雪捨て場は確保してきました。ただいま議員おっしゃるとおり、広瀬とか、蓬田、あるいは長科、あるいは今、高根、ただ、この場所を雪捨て場として指定するとなれば、交通事故の対策や雪による事故の対策など、さまざまな課題が生じることは想定されますので、特に雪捨て場として指定することは考えておりませんが、今までどおり場所は確保しますので、何とかご理解いただきたいと。

それから、しかしながら、我が村は豪雪地帯です。雪捨て場の確保につきましては、これは避けて通れない問題だと思っております。今後、県、あるいは近隣の自治体の状況を踏まえまして、いろいろと皆様のご意見を伺いながら判断していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

また、現在、役場で利用している雪捨て場、25カ所ほど、ブルで村道等の雪を捨てておる場所がございます。そのほかは私も、去年も若干見に歩いたんですけれども、ちょこちょこ高根の地区とか、これは場所を借りて雪を押し、スノーダンプで投げるようにしております。また、阿弥陀川地区におきましても、屯所のところを、今現在、ちょっと になっているんですけれども、除雪隊に指示をして手前のところだけは取って、

ダンプで投げるようには指示をしております。今後、今議員言われたとおり、もう少しあの場所をまた見回りながら、可能な、今、25カ所の以外に可能なところがあれば、皆さんにお知らせして場所を確保していきたいと思っております。以上です。

○議長（木村 修君） 森 弘美君。

○3番（森 弘美君） 今、課長の答弁がありましたけれども、村内25カ所、村の重機で村民が雪を仮に捨てるといいますか、あると言いましたが、これからも村ではだんだん高齢化が進みますので、もっともっと、まだ何カ所かふやせるだけふやして、住民に労力というのか、それを楽にさせてあげてください。以上で質問を終わります。

2つ目の質問なんですけれども、蓬田紳装について、蓬田紳装の前役員との事務引き継ぎは適正に行われたのかということなんですけれども、村長は12月定例会での答弁の中で、蓬田紳装の損失と一時借入金などについて触れていましたが、旧役員、新役員、引き継ぎはいつごろ、いつごろって立ち会った人は誰なのか、また公表できる範囲内で内容を掘り下げてお知らせ願えればと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 前役員、特に社長、専務、常務という事務方との事務引き継ぎは行っておりません。したがって、いつごろ、立ち会った人ということもありません。会社には事務引き継ぎ規定とか、あるいは内部規定で事務を引き継がなければならないということがございませんし、また法上も、私、見た限りでは、事務引き継ぎというものについてはないように思っておりますので、引き継がなくても違法ではないのかなというふうに私は解釈しています。

しかし、一般的にいいますのは、事務引き継ぎは必要であると、引き継ぎをするのが通例だというふうに考えています。引き継ぎをする場合に私から、要するに新代表取締役から引き継ぎを要求するものであるのか、あるいは前代表取締役から引き継ぎを申し込むものなのか、私もちょっと判断はつきかねています。決して自分を正当化しようなどという気持ちはないわけですけれども、私が就任して引き継ぎがないことによって、今、ご質問をいただいたように、自分が会社の書類を見て、これおかしい、あれおかしいというふうに自分が問題を把握するわけですけれども、本来であればそういったものが、本当言えば説明があれば一番理想的なのかというふうには思っておりますけれども、引き継ぎを行ったから、じゃその点をきちんと引き継ぐかどうかということについても私にとっては不透明、よくわかりません。今後、ちょっと難しいですが、引き継ぐべき

事項が前代表取締役にあるものとするれば、中に人を入れて、引き継ぐべき事項があるか、ないかを確認せざるを得ないのかなというふうには思っております。

以上、答弁になるかどうかは知りませんが、ちょっとはあれですが、失礼ですが、そういうことでございます。以上です。

○議長（木村 修君） 森 弘美君。

○3番（森 弘美君） 今の村長の答弁では、会社法で社長、常務、専務、いろいろ事務の引き継ぎは決められていない、法律では定められていないということでしたが、果たして村で、何ていうのかな、唯一大きな、売り上げが8億円を超える会社に成長したわけです、蓬田紳装は。それで役員交代が行われていないことには非常に驚いているわけでございます。連絡事項は新旧双方の役員として必要なことであり、責任と思われませんが、村長は引き継ぎがなくてもいいのか、また本当になくてはならないのか、村長の気持ち、それお答えできればと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 先ほどアシストの社長の件でも質問ありましたが、実際は蓬田紳装のほうは、11月11日、就任した日に会社のほうに行きまして、会社の事務員、向こうは事務員も全てやってくれましたので、お願いをして取締役会等の開催について全て手配をしていただいたということから、11月の26日に臨時株主総会を開いて社長に就任しております。そこに社長に就任した時点から間もなく本当はここで引き継ぎをすべきものだというふうに私は思うのでありますけれども、それじゃ責任の放棄じゃないかというふうな議論もあるかというふうに思っております。私自身も、考えてみますと、社長のほかにアシスト、それから村、主なるものは村の行政の運営、それらをやっていると、どうしてもそちらの事務引き継ぎ、なければなくてもいいやという感覚で自分で進めてしまったところに自分自身の反省点もあるかと思えます。事務引き継ぎをしないことによって今の専務、常務ないしは新しい取締役の方も、これはどうなっているんだということ確かに問題意識を持っているわけでございますので、それを説明する上でも、こちらから質問状を出せというのもこれはまた、質問というか、ここはどうなっているのかという形で文書化していただくというのも非常に心苦しい引き継ぎの仕方でありまして、できれば前代表取締役のほうから、この部分はこうなっていると、問題になっている部分かどうかは別として、引き継ぎいただければいいのではないかと。繰り返しになりますけれども、仲介を介してその辺を進めたいものだと思っております。以上

です。

○議長（木村 修君） 森 弘美君。

○3番（森 弘美君） 3回目になりますけれども、村長は先ほども誰かを中に入れて話し合いでということでしたけれども、何ていうのかな、真相は、充て職ですけれども村長が社長ですので、これに関して村の行政として何か指導等ができるものかどうか、そこを伺いたいと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 私が村長であり、ここの社長であるという立場から申し上げることは、これはできないと。であれば、行政の立場で物を申し上げるということになるんですよね。そうすると、この第三セクターをどういうふうにして監視しているのかということになると、第三セクター評価委員会というのがございまして、そこに税理士とか、それから学識経験者が入って第三セクターの経営状況を監視しているところがあります。それは条例化されている機関でございまして、その中で多分その引き継ぎ書をしてくださいというような指摘がなされるのが行政的立場ではないのかなと。ただ、村長とイコール社長の立場の中では、どうも私は歯切れが悪いということになるかと、今までの答弁と同じになるのかなというふうに思います。以上です。

○議長（木村 修君） 森 弘美君。

○3番（森 弘美君） どうもいろいろありがとうございました。その中に入っている行政書士、いろいろ不透明な点もあるかと思います、会社の中で。その辺を前向きに、村民が納得できるように、何ていうのかな、公表できればいいかなと思います。

きょうはどうもありがとうございました。終わります。

○議長（木村 修君） これで、3番森 弘美君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午前11時56分 散会

上記会議の経過は、事務局長芳賀 作が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員